

○科学研究費助成事業等の不正行為等の取り扱いに関する規則

(平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規則第 13 号)

**改正** 平成 28 年 3 月 30 日平成 28 年規則第 70 号 平成 29 年 3 月 30 日平成 29 年規則第 41 号  
平成 29 年 8 月 21 日平成 29 年規則第 114 号 平成 30 年 3 月 29 日平成 30 年規則第 19 号  
平成 31 年 3 月 26 日平成 31 年規則第 29 号 令和元年 12 月 26 日令和元年規則第 51 号  
令和 2 年 3 月 27 日令和 2 年規則第 32 号 令和 2 年 10 月 23 日令和 2 年規則第 90 号  
令和 3 年 3 月 26 日令和 3 年規則第 27 号 令和 3 年 9 月 21 日令和 3 年規則第 119 号  
令和 3 年 12 月 27 日令和 3 年規則第 137 号 令和 4 年 3 月 28 日令和 4 年規則第 51 号  
令和 4 年 4 月 1 日令和 4 年規則第 135 号 令和 5 年 3 月 28 日令和 5 年規則第 51 号  
令和 6 年 3 月 25 日令和 6 年規則第 40 号 令和 6 年 7 月 31 日令和 6 年規則第 128 号  
令和 7 年 3 月 27 日令和 7 年規則第 32 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 3 条)
- 第 2 章 不正行為等の防止体制(第 4 条―第 11 条)
- 第 3 章 不正行為等の措置
  - 第 1 節 告発及び受付(第 12 条・第 13 条)
  - 第 2 節 予備調査及び本調査(第 14 条―第 20 条)
  - 第 3 節 不服申立て(第 21 条・第 22 条)
  - 第 4 節 措置(第 23 条―第 27 条)
- 第 4 章 告発者等の保護、職員の責務その他(第 28 条―第 30 条)
- 第 5 章 雑則(第 31 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)に雇用される研究者等が文部科学省等の所管する科学研究費助成事業(以下「科研費」という。)その他の外部資金又は機構の運営費交付金(以下「科研費等」という。)において実施する研究について、適切な管理及び運営の体制並びに不正行為等に係る手続き等を構築することにより、不正行為等の防止を図るために必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、以下の各号に定めるところによるものとし、これらについて、この規則を適用するものとする。

- (1) 「研究者等」とは、別表第 1 に定める部室に所属し科研費等をもって実施する研究活動に従事する者及びこれ以外の者で研究活動を行うことを職務に含む者として機構に雇用され科研費等をもって実施する研究活動に従事する者をいう。
- (2) 「不正行為」とは、研究活動において行われた故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等(以下「論文等」という。)の捏造、改ざん及び盗用、論文の二重

投稿(他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為をいう。)、不適切なオーサーシップ(論文著作者を適正に公表せずに論文を投稿する行為をいう。)等、研究活動上の不適切な行為であって、社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものをいう。

ア 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

- (3) 「不正使用」とは、研究活動における虚偽の請求に基づく科研費等の使用、科研費等の他の目的又は用途への使用、その他法令若しくは応募要件又は契約等に違反した科研費等の使用をいう。
- (4) 「不正受給」とは、偽りその他不正の手段により科研費等の対象課題として採択されることをいう。
- (5) 「不正行為等」とは、不正行為、不正使用及び不正受給をいう。
- (6) 「研究倫理の普及啓発」とは、不正行為等を防止するため、機構が研究者等に対し、研究倫理及び科研費等に関するルールや責任、不正行為等に該当する行為の類型等を周知する活動をいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、不正行為等を行ってはならず、他者による不正行為等の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等(以下「研究資料等」と総称する。)を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 4 論文等により発表された研究成果を基礎づける研究資料等及び試料や標本等の有体物(以下「特定研究資料等」という。)は、原則として当該論文等の発表から、研究成果を基礎づける研究資料等は10年間、試料や標本等の有体物は5年間保存する。ただし、他の規則に定めのあるとき又は保存が不可能ないしは著しく困難である場合その他のやむを得ない理由がある場合はこの限りではない。
- 5 研究者等が異動又は退職等により研究を行った所属部室を離れる際には、特定研究資料等を、機構の求めに応じ、当該所属部室の研究公正推進責任者に渡し、以降の保管・管理を依頼する。

- 6 研究者等の従事する研究が事業の終了等に伴い終了又は中止したとき、保管・管理すべき特定研究資料等がある場合も前項と同様とし、この場合は、第9条に定める特定研究資料等保管責任者が保管・管理を行う。

## 第2章 不正行為等の防止体制

### (体制の構築)

第4条 不正行為等の防止を図るため、機構に第1号から第3号に掲げる者を置き、第4号に掲げる者を置くことができる。

- (1) 最高管理責任者
- (2) 統括管理責任者
- (3) 研究公正推進責任者
- (4) 研究公正推進副責任者

2 統括管理責任者を補佐するため、主管課を置く。

(最高管理責任者)

第5条 最高管理責任者は、法務・コンプライアンス部を担当する理事をもってあてる。

2 最高管理責任者は、機構全体を統括し、科研費等の運営及び管理について最終的な責任を負う。

3 最高管理責任者は、機構の中長期計画期間毎に、リスク管理規則(平成28年規則第6号)別表に定める研究不正等リスク分科会における審議の結果を踏まえ、不正行為等の防止対策の基本方針(以下「研究公正基本方針」という。)、研究公正行動規範及び研究公正行動計画を検討のうえ、必要に応じて変更等の措置を講じ、その内容を機構内に周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

4 最高管理責任者は、統括管理責任者及び研究公正推進責任者等が責任をもって科研費等の運営及び管理を行えるよう、適切に指導する。

5 最高管理責任者は、毎年度、研究公正行動計画の実施状況に対する評価を実施し、必要に応じて研究公正行動計画の見直しを行う。

(統括管理責任者)

第6条 統括管理責任者は、法務・コンプライアンス部長をもってあてる。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、科研費等の運営及び管理について機構全体を統括する実質的な責任を負い、かつ権限を有する。

3 統括管理責任者は、研究公正基本方針に基づき、機構全体の具体的な対策を策定及び実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(研究公正推進責任者)

第7条 研究公正推進責任者は、別表第1に定める者をもってあてる。

2 研究公正推進責任者は、研究者の所属する部室における科研費等の管理及び運営に関して責任を負い、かつ権限を有する。

3 研究公正推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、担当する部室において、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 自己の担当する部室における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

- (2) 不正行為等の防止を図るため、部室の科研費等の運営及び管理に関する研究者その他関係者全員に対し、研究倫理の啓発活動を実施すると共に受講状況を管理監督する。
- (3) 部室において、研究者その他関係者全員が適切に科研費等を管理及び執行しているか等を随時モニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- (4) 部室において、研究者が適切に研究資料等を保管・管理しているか等を随時モニタリングし、必要に応じて改善を指導する。また、研究者が異動又は退職等により部室を離れた後の保管・管理を行う。

(研究公正推進副責任者)

第8条 研究公正推進責任者は、部室の規模等を勘案し、適切な管理及び運営のため、研究公正推進責任者を補佐し、前項各号の業務を行う研究公正推進副責任者(以下「副責任者」という。)を指名することができる。

- 2 副責任者は、部室に所属する課長又は調査役等のうちから研究公正推進責任者が指名する。
- 3 研究公正推進責任者は、副責任者を指名したとき、速やかに統括管理責任者に報告する。

(特定研究資料等保管責任者)

第9条 特定研究資料等保管責任者は、研究者等の従事する研究が事業の終了等に伴い終了又は中止したときに、保管及び管理すべき特定研究資料等がある場合に、事業の終了等に伴い当該研究が終了又は中止した時点の当該事業部室の長をもってあてる。

- 2 特定研究資料等保管責任者は、特定研究資料等の保管及び管理に責任を負う。

(主管課)

第10条 主管課は、法務・コンプライアンス部研究公正課(以下「主管課」という。)とする。

- 2 主管課は、統括管理責任者を補佐し、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 不正行為等に係る告発等の窓口に関すること。
  - (2) 第5条第3項に定める研究公正基本方針に基づく機構全体の具体的な対策として、研究公正行動計画の策定に関すること。
  - (3) 不正行為等の防止のための施策の実施及び管理に関すること。
  - (4) 研究者等及び部室長への研修会及び研究倫理の啓発の実施に関すること。
  - (5) その他研究公正行動計画の推進に関すること。
  - (6) 前各号に定める業務の遂行状況等について、最高管理責任者へ報告すること。
  - (7) 調査委員会及び措置検討委員会の事務に関すること。

(監査)

第11条 科研費の適正な管理のため、科研費に係る監査は、ガイドライン等に従い、毎年度(該当する研究が実施されていない場合を除く。)、監査部が内部監査規程(平成15年規則第3号)に定めるところにより実施する。

- 2 前項に定める監査の対象件数は、件数が僅少の場合は全件とする。
- 3 監査部は、第1項に定める監査の結果についてとりまとめ、統括管理責任者及び最高管理責任者に報告する。
- 4 各部室は、科研費に係る監査につき、監査部に協力しなければならない。

### 第3章 不正行為等の措置

#### 第1節 告発及び受付

(告発窓口)

第12条 機構において不正行為等に係る内部からの告発その他諸連絡(以下「告発等」という。)を受け付ける窓口(以下「告発窓口」という。)は、主管課とする。

2 告発窓口以外の役職員等が告発等や告発等に関する相談を受けたときは、速やかに主管課に連絡しなければならない。

3 国及び機構以外の他の独立行政法人等から本規則における研究活動の不正行為等に係る告発についての回付があったときは、通報窓口で告発があったものとみなす。

(告発等の受付)

第13条 告発等は、告発窓口において書面、電話、FAX、電子メール又は面談により受け付けるものとする。

2 告発窓口は、告発等があったときは、次の各号に掲げる事項を把握するものとし、このうち第1号及び第2号に掲げる事項の全部又は一部が把握できない告発等は受理しない。この場合において、第1号及び第2号に掲げる事項が把握でき、受理の要件を満たした告発等を「顕名による告発等」とし、同事項が把握できず受理の要件を満たさなかった告発等を「匿名による告発等」という。

(1) 告発等を行おうとする者(以下「告発者」という。)の氏名、所属及び連絡先

(2) 不正行為等を行ったとする研究者等(以下「被告発者」という。)、不正行為等の態様、不正行為等と考える科学的・合理的理由、不正行為等が行われた機構の事業の名称

(3) 機構以外の研究機関等に対する告発等の有無、告発者が秘匿したい事項等

3 機構は、告発等に関し必要な情報を把握するため、関係する機関に確認を求めることができる。

4 告発窓口は、次に掲げる各号のいずれかにより不正行為等が発覚したとき、又はその疑いが指摘されたときは、顕名による告発等に準じた取扱いをすることができる。

(1) 国の行政機関、研究機関等に対して競争的研究費を配分する機関(機構を除く。以下「配分機関」という。)及び研究機関等による調査

(2) 機構による調査(監事による監事監査及び監査部による内部監査を含む。)

(3) 会計監査法人による監査

(4) 会計検査院による実地検査

(5) 税務調査その他前各号に準ずる調査として機構が認めたもの

5 告発窓口は、報道又は学会等の研究者コミュニティ、インターネットにより不正行為等の疑いが指摘され、かつ科学的・合理的と認められる理由及びその証拠が示される場合、顕名による告発等に準じた取扱いをすることができる。

6 第2項の規定にかかわらず、告発窓口は、匿名による告発等であっても、その内容に応じて、機構は合理的に可能な範囲において調査するよう努めるものとする。

7 告発窓口は、告発等があったときは、受理の有無、第28条に規定する事項、受け付けた告発等に基づき実施する措置の内容等を告発者に伝達するものとする。

8 告発窓口は、告発等により不正行為等を認識したときは、理事長並びに内部統制推進の体制に関する規則(平成27年規則第4号)第2条に定める内部統制総括管理者及び監事に対し、当該告発等について遅滞なく報告を行うものとし、以後の処理状況についても、必要に応じて適宜報告を行う。

- 9 第4項又は第5項の規定により顕名による告発等に準じた取扱いの対象となる研究者等、次節の規定による調査により判明した被告発者以外の不正行為等を行った疑いのある研究者等(以下これらの研究者等と被告発者を併せて「被告発者等」という。)、研究機関等及び関係企業等についても、この規則に従い、調査・措置等の手続を行う。

## 第2節 予備調査及び本調査

### (予備調査)

第14条 最高管理責任者は、前条の規定により受理した告発の内容の合理性、本調査の可能性等について予備調査を行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、最高管理責任者は、次の各号のいずれかにより不正行為等が発覚したとき、又はその疑いが指摘されたときは、予備調査を行うことなく、本調査を行う。
- (1) 国の行政機関、資金配分機関(機構を除く。)及び研究機関等による調査
  - (2) 機構による調査(監事による監査及び監査部による内部監査を含む。)
  - (3) 会計監査法人による監査
  - (4) 会計検査院による実地検査
  - (5) 税務調査その他前各号に準じる調査として、機構が合理的と認めたもの
- 3 最高管理責任者は、必要と認めるときは、学協会や研究機関等の他機関に予備調査の一部又は全部を委託するほか、外部の有識者に対し、予備調査を依頼し又は専門的な意見等を聴くことができる。
- 4 最高管理責任者は、不正行為等のうち不正使用については告発の受付から30日以内に、不正行為及び不正受給については告発の受理から30日を目安に予備調査の結果に基づき本調査の要否を判断するものとし、当該調査の要否を文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会等の配分機関(以下「配分機関等」という。)に報告する。
- 5 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、告発者及び被告発者に通知し、本調査への協力を求める。また、本調査を行わないことを決定したときは、速やかに理由を付して告発者及び被告発者に通知する。
- 6 最高管理責任者は、機構以外の調査機関が機構で行われた研究活動に関して調査を行う場合、当該調査機関の求めがあれば、機構が調査を行う場合に準じて、証拠の保全等の必要な措置を関係者に指示する。

### (調査委員会)

第15条 最高管理責任者は、予備調査の結果本調査が必要と判断した場合、速やかに本調査を行うため、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、委員長及び委員で構成する。
- 3 調査委員会の委員長は、法務・コンプライアンス部を担当する理事とし、委員は、理事長が役職員から指名及び外部の有識者を委嘱する。
- 4 前項において、不正使用及び不正受給に係る調査委員会については委員1名以上、不正行為に係る調査委員会については委員の半数以上を外部有識者としなければならない。
- 5 委員長及び委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 6 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

- 7 告発者及び被告発者は、前項の通知が到達した日から10日以内に書面をもって異議を申し立てることができる。
- 8 前項の異議を受理したときは、最高管理責任者は、その内容を審査し、妥当と判断したときは、異議申立てに係る委員を交代させる。
- 9 最高管理責任者は、前項の審査結果及び委員を交代させたときはその旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。
- 10 この規則に定める事項のほか、調査委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。  
(本調査及び最高管理責任者への報告等)

第16条 調査委員会は、本調査の方針、調査対象及び方法等について定め、本調査を行う。この場合において、最高管理責任者は、速やかに配分機関等に報告し、配分機関等から指示を受けたときは、その指示に従うものとする。

- 2 調査委員会は、次の各号について調査・認定し、結果を取りまとめて、告発を受け付けた日から160日以内に最高管理責任者に報告する。ただし、不正行為及び不正受給の本調査の場合は、本調査の実施の決定した日から30日以内に本調査を開始し、本調査を開始した日から調査内容をまとめるまで150日以内を目安として報告する。ただし、いずれの場合も、配分機関等により正当な理由があると認められた場合は、これと異なる期限を設定することができる。

(1) 不正行為

不正の事実関係、不正の有無、その内容、不正とする論文等と各著者の役割、不正の程度と関与の程度等

(2) 不正使用及び不正受給

不正の事実関係、不正の有無、その内容、関与した者、不正及び関与の程度並びに不正使用額

- 3 調査委員会は、本調査の過程にあつて、不正行為等の事実が一部でも確認されたときは、速やかに認定したうえ最高管理責任者に報告する。
- 4 第2項において、不正行為等が行われなかったと認定される場合であつて、調査を通じて告発が悪意(被告発者が不正行為等を行っていないことを知りながら、被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究活動を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する研究機関等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。)に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、あわせてその旨の認定を行い、最高管理責任者に報告する。ただし、この認定を行うに先立ち、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査方法等)

第17条 調査委員会は、本調査において、被告発者に弁明の機会を与えて、その聴取を行わなければならない。ただし、学協会や研究機関等の他機関が実施した調査において既に弁明の機会が与えられているときは、この限りではない。

- 2 不正行為の調査の際には、調査委員会は、前項に加え、研究に係る論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料等の精査、関係者へのヒアリング等を行うものとし、調査に当たっては、証拠となるべき資料等を保全する措置をとるものとする。

- 3 調査委員会は、必要と認めるときは、学協会や研究機関等の他機関に本調査の一部又は全部を委託することができる。
- 4 調査委員会は、必要と認めるときは、外部の専門家等に対し、本調査を依頼し、又は意見等を聴くことができる。
- 5 調査委員会は、調査等にあたっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者及び被告発者等に告発者が特定されないよう周到に配慮しなければならない。
- 6 調査委員会は、調査等にあたっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(認定)

第 18 条 調査委員会は、前条第 1 項に定める被告発者の認否及び弁明の内容並びに調査によって得られた物的及び科学的証拠、証言、被告発者の自認等の各証拠を総合的に判断して、不正行為等か否かの認定を行う。

- 2 前項において、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為等を認定してはならない。
- 3 被告発者が生データや実験ノート等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときは、不正行為と認定する。

(調査中の一時的措置)

第 19 条 最高管理責任者は、第 15 条の調査を行うと決定した日以降で適当と認める日から第 22 条及び第 23 条に規定する措置が行われるまでの間、告発された研究費の支出停止、使用停止、申請課題の採択留保、被告発者の業務の一時停止その他必要な措置を講ずることができる。

(配分機関等への報告)

第 20 条 最高管理責任者は、告発を受け付けた日から 210 日以内までに調査委員会による調査結果、不正行為等の発生要因、不正行為等に係る科研費等における管理・監査体制の状況、及び再発防止計画等を含む最終の調査結果報告書を文部科学省及び配分機関等に提出する。

- 2 前項において、最高管理責任者は、前項に定める提出期限内に調査が完了しないときは、配分機関等に対して、中間報告書を提出するとともに、最終の調査結果報告書を提出する新たな期限及び遅延した事由等について報告し、配分機関等と協議する。
- 3 最高管理責任者は、第 16 条第 3 項の調査過程における不正行為等の認定の報告を受けたときは、速やかに配分機関に報告する。
- 4 最高管理責任者は、前項のほか、配分機関等の求めに応じ、本調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。
- 5 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関等の求めに応じ、調査に関連する資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じるものとする。
- 6 最高管理責任者は、告発者及び被告発者(被告発者以外で不正行為等に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)に本調査の結果(認定を含む。)を速やかに通知する。また、被告発者又は告発が悪意に基づくものと認定された告発者が、機構以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも本調査の結果(認定を含む。)を速やかに通知する。なお、以降の手続きにおいて、告発者及び被告発者に各種通知をする際も同様とする。

### 第3節 不服申立て

(不服申立て)

- 第21条 被告発者又は告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、本調査の結果等に不服がある場合は、調査結果(認定を含む。)について不服申立てをすることができる。
- 2 前条に定める不服申立ての期間は、調査結果を発出した日から14日以内とし、申立ては書面をもって行わなければならない。
  - 3 申立て内容の一部又は全部が重複した場合は、これを受け付けないものとする。
  - 4 前3項に基づく不服申立てがあった場合、最高管理責任者は、調査委員会に意見等を聴くものとし、不服申立てに係る書面を受け付けた日から30日以内に告発者又は被告発者に調査委員会の意見等を付して通知する。ただし、不正行為及び不正受給に関する不服申立てについては、申立ての趣旨、理由等を勘案し50日以内を目安に再調査を行うか否かを決定し、告発者及び被告発者に通知するものとする。
  - 5 最高管理責任者は、前各項に基づく不服申立てがあったときは、文部科学省及び配分機関等に報告するものとする。前項による再調査を行うか否かの決定をしたときも同様とする。
  - 6 不服申立ての趣旨により新たに専門性を要する判断が必要である場合は、調査委員の交代又は追加などを行う。

(再調査)

- 第22条 調査委員会が再調査を行う決定を行った場合は、被告発者に対して、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 再調査を開始した場合、調査委員会は、当該再調査を開始した日から原則50日以内に、その認定の内容を覆すか否かを決定し、その結果を最高管理責任者に報告する。
  - 3 最高管理責任者は、前項の結果を告発者及び被告発者に通知するものとする。
  - 4 最高管理責任者は、第2項の結果を文部科学省及び配分機関等に報告するものとする。
  - 5 告発が悪意に基づくものと認定された告発者による不服申立てにおいては、調査委員会は、当該不服申立てがあった日から原則として30日以内に再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告する。
  - 6 最高管理責任者は、前項の結果を告発者及び被告発者に通知するものとする。

### 第4節 措置

(措置の対象者)

第23条 最高管理責任者は、調査委員会による本調査(再調査を行う場合は再調査)の結果(調査を委託した機関等の結果を含む。以下同じ。)、不正行為等が行われたと認定した場合、次の各号に掲げる者等に対し、必要な措置を行う。

(1) 不正行為に関与し、又は責任を負うと認定した次に掲げる者

- ア 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の、不正行為に関与したと認定された著者(共著者を含む。以下同じ。)
- イ 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、当該不正行為に関与したと認定される者
- ウ 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者

- (2) 不正使用又は不正受給に関し、直接関与し又は管理・監督上の責任があると認定した研究者等(共謀者等を含む。)、及び体制等に関係する役職員等
- (3) 機構が直接取引において不正使用に関与したと認定する関係企業等  
(不正行為等に係る措置)

第 24 条 最高管理責任者は、調査委員会による本調査の結果に基づき、前条の不正行為等の被認定者に対して次に掲げる措置を行うことができる。

- (1) 被認定者に係る科研費等において実施する研究の全部又は一部の中止
  - (2) 被認定者に係る申請課題の取下げ
  - (3) 不正行為等に該当する科研費等において執行した研究費等の全部又は一部の返還
  - (4) 被認定者に係る科研費等への申請資格又は参加資格の制限
  - (5) 被認定者に係る給与、謝金等の全部又は一部の返還
  - (6) 不正使用に関与したと関係企業との新たな取引の全部又は一部の停止
  - (7) 不正行為と認定された論文等の取下げの勧告
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、機構が必要と認める措置
- 2 前項第 4 号における資格制限期間は、不正行為等の内容等を勘案し、不正行為については別表第 2 に、不正使用及び不正受給については別表第 3 に、それぞれ掲げる範囲内で、調査委員会による本調査の結果を踏まえて決定する。
- 3 前 2 項に定める措置のほか、被認定者及び告発が悪意に基づく者と認定された機構に所属する告発者の懲戒及びその手続きについては、就業規程等の被認定者及び告発者を対象とする就業規則においてそれぞれ定める。
- 4 前 2 項において、配分機関から措置の通知があったときは、その通知に従い措置する。  
(告訴又は告発、並びに訴訟)

第 25 条 最高管理責任者は、不正行為等のうち、不正使用又は不正受給における私的流用に関して、その悪質性が高い場合で、刑事告発、告訴及び民事訴訟の提起が必要と認めるときは、速やかに必要な手続きをとるものとする。

- 2 最高管理責任者は、前条に基づく措置を決定する前に、不正行為等の認定について訴訟が提起された場合、判決の確定を待たずに措置を行うことができる。
- 3 前条に基づく措置を決定した後に、不正行為等の認定について訴訟が提起された場合、訴訟に影響しない措置を除き、判決が確定するまでの間、措置を継続するものとする。
- 4 最高管理責任者は、裁判において不正行為等の認定が不適切であると確定したときは、直ちに措置の撤回又はそれに相当する措置を講ずるものとし、被認定者の名誉を回復する適切な措置を講ずる。  
(損害賠償の請求)

第 26 条 最高管理責任者は、被認定者等及び関係企業等に対し、機構が被った損害について賠償の請求を行うことができる。

(公表)

第 27 条 最高管理責任者は、本調査の結果及び不正行為等と認定した被認定者等の措置結果について国の定めるガイドライン等に従い速やかに公表するものとする。

- 2 前項の公表は、原則として次に掲げる内容を含むものとする。
  - (1) 不正行為等に関与した者の氏名及び所属

- (2) 不正行為等の内容
  - (3) 公表までに行った措置の内容
  - (4) 調査の方法・手順
  - (5) 必要に応じて調査委員の氏名及び所属
- 3 前項第1号の研究者の氏名の公表においては、事案の性質等を踏まえ、慎重に決定する。

#### 第4章 告発者等の保護、職員の責務その他

##### (告発者及び被告発者の保護)

第28条 機構は、告発等が悪意に基づくものであることが判明した場合を除き、当該告発等を行った告発者に対し、単に告発したことのみを理由として、機構に係る研究活動の停止又は中止、若しくは当該研究活動における解雇、停職、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 機構は、被告発者に対し、相当な理由なしに単に告発がなされたことのみを理由として、機構に係る研究活動の停止又は中止、若しくは懲戒処分その他不利益な取扱いをしてはならない。

##### (悪意に基づく告発の防止等)

第29条 機構は、悪意に基づく告発を防止するため、告発は原則として第13条第2項各号に掲げる事項を明示して行う必要があること、告発者に調査への協力を求める場合があること、調査の結果悪意に基づく告発であったと認定された場合には氏名の公表、懲戒処分、刑事告発等がありうることをあらかじめ周知するとともに、告発があった場合には告発者にその旨を伝えるものとする。

- 2 機構は、告発に係る調査の実施を研究機関等に要請するため、当該研究機関等に告発内容を開示する場合があることをあらかじめ周知するとともに、告発があった場合には告発者にその旨を伝えるものとする。

##### (秘密保持義務)

第30条 この規則に定める役職員等、委員会の委員長及び委員は、その職務に関して知ることのできた秘密を第三者に漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### 第5章 雑則

##### (規則に定めのない取扱い)

第31条 この規則に定めのない事項等については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定。その後の改正を含む。)、及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定。その後の改正を含む。)並びに関係規程等を準用する。

#### 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成28年3月30日平成28年規則第70号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 30 日平成 29 年規則第 41 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 8 月 21 日平成 29 年規則第 114 号)

この規則は、平成 29 年 8 月 21 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 29 日平成 30 年規則第 19 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(適用)

- 2 研究費の不正使用及び不正受給について、当該行為の発生日が平成 24 年度以前であるときの、この規則第 23 条に定める措置においては、別表第 3 の定めにかかわらず、当該行為の発生日において効力を有する規則に定める処分を適用する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日平成 31 年規則第 29 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 26 日令和元年規則第 51 号)

この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 27 日令和 2 年規則第 32 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 10 月 23 日令和 2 年規則第 90 号)

この規則は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 26 日令和 3 年規則第 27 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 9 月 21 日令和 3 年規則第 119 号)

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 12 月 27 日令和 3 年規則第 137 号)

この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 28 日令和 4 年規則第 51 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日令和 4 年規則第 135 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和5年3月28日令和5年規則第51号)  
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月25日令和6年規則第40号)  
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年7月31日令和6年規則第128号)  
この規則は、令和6年8月1日から施行する。

附 則(令和7年3月27日令和7年規則第32号)  
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1

部署	研究者役職	研究公正推進責任者
研究開発戦略センター	研究員	企画運営室長
情報企画部	研究員	部長
日本科学未来館	研究員	研究推進室長
	科学コミュニケーション専門主任	所属長

別表第2

認定された日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降1年以上10年以内の間で不正行為への関与による区分を勘案して相当と認められる期間

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者 (当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うものと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5~7年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3~5年
	上記以外の著者		2~3年
3 1及び2を除く不正行為に関与した者			2~3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大き	2~3年

代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)	く、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	
	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1~2年

別表第3

認定された日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降1年以上10年以内の間で不正使用及び不正受給への関与による区分を勘案して相当と認められる期間

不正使用及び不正受給への関与による区分	研究費等の不正使用の程度	相当と認められる期間
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者 ※1	1 個人の利益を得るための私的流用	10年
	2 ①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
	② ①及び③以外のもの	2~4年
	③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により科研費等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※2		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

以下の場合、応募制限を科さず、嚴重注意を通知する。

※1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

※2において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合